

問1. 協議件数、問2. 事務量

重点番号4- :子ども・子育て支援新制度に関する見直し(特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更等を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)(内閣府)

○利用定員設定・変更に係る市町村からの協議件数

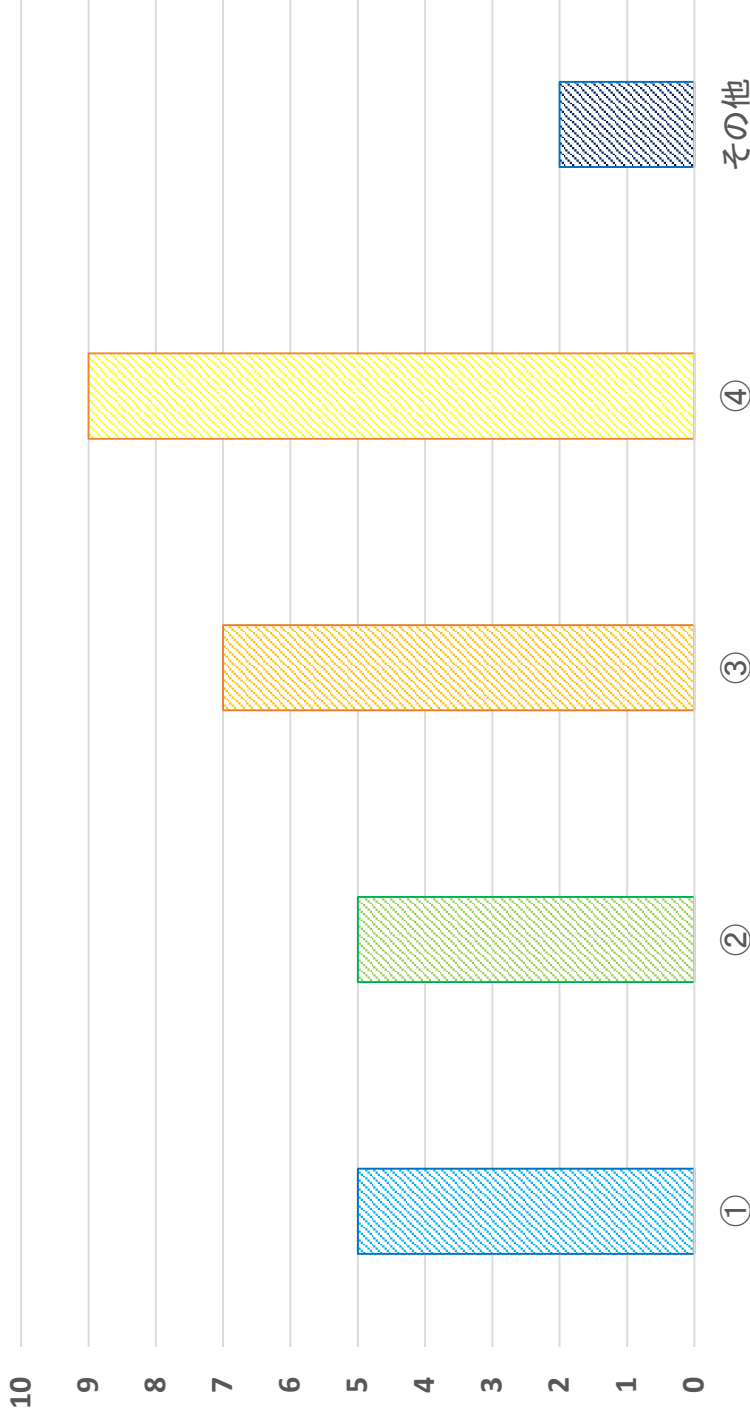
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
H28	施設数	516	138	450	300	138	127	46	50	37	16
	協議件数	516	29	450	51	138	36	11	19	19	5
H29	施設数	120	57	480	326	11	10	31	36	2	12
	協議件数	120	9	480	92	11	10	9	15	2	7

○協議にかかる事務量(時間)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	平均
(a) 処理時間/1施設	0.5	0.5	1	0.25	1	0.75	0.15	0.5	1	0.28	0.59

問3. 協議に係る審査内容

自治体数



その他(具体的記述)

- ・年齢階層ごとに適切な定員となっているか(1～2歳の定員が0歳の定員を下回っていないか等)
- ・過去及び現在の実員に照らして適切な定員となっているか(定員を変更する際、実員が定員を上回っていないか等)
- ・3号から2号若しくは1号への在園保障が担保される範囲の変更となっているか。
- ・供給過剰状態での利用定員の増員若しくは供給不足状態での利用定員の減少など、どのような理由あるかを確認

○審査項目

- ①都道府県子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該増加(減少)によって、当該施設の所在する都道府県設定区域の教育・保育の提供体制の供給超過(又は当該区域の教育・保育の量の需要超過)とならないか。
- ②当該協議に係る施設の所在する市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該増加(減少)によって、当該施設の所在する市町村設定区域の教育・保育の提供体制の供給超過(又は当該区域の教育・保育の量の需要超過)とならないか。
- ③(定員を減少させる場合のみ)現に利用している小学校就学前子どもに対する適切な措置がなされているか。
- ④認可定員と整合性がとれているか。(利用定員と認可定員が合致しているか/認可定員と大幅に乖離していないか 等)

問4. 意見出しの実績の有無

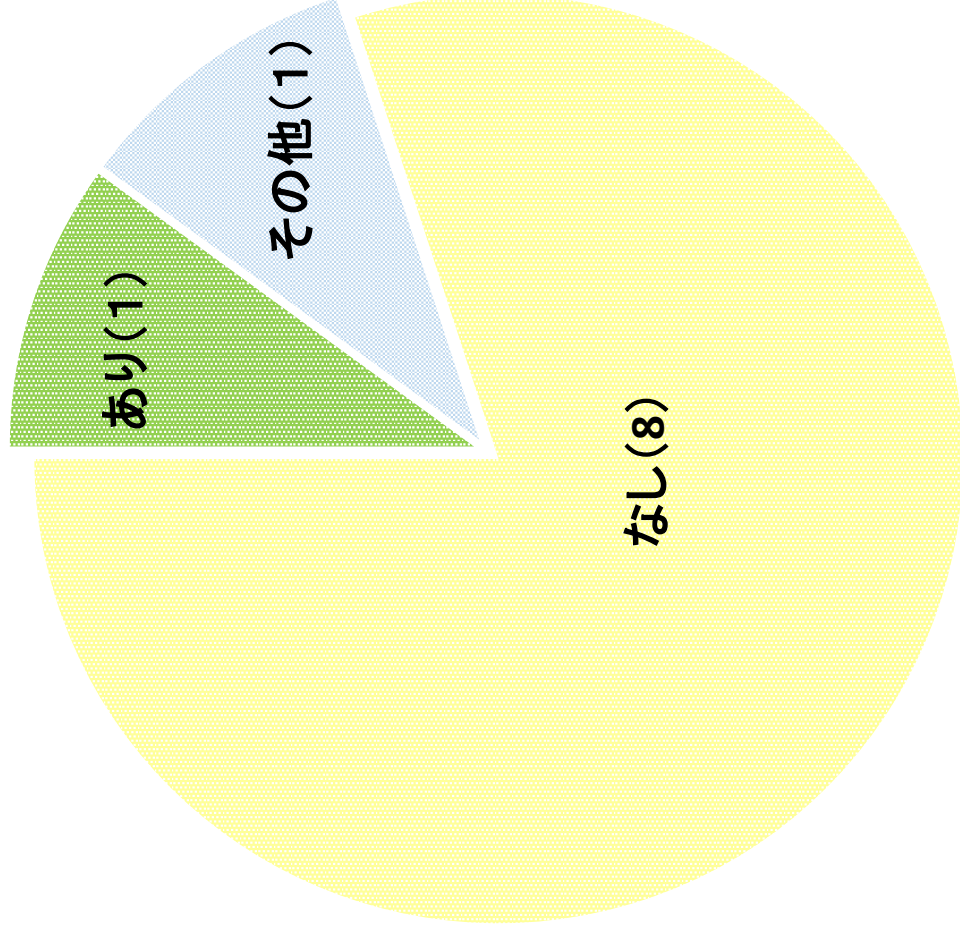
○ありの場合の意見

- ・定員増とするものの入所児童が利用定員を超過しているため。
(定員増とするものの、なお入所児童が利用定員を超過する
ため、今後も超過の状況が続く場合は、施設側と市町村との間で見直しの協議が必要との意見を付した。)

- ・一時的な理由により定員減としているため。
(定員減を行う事情が解消された後には、地域の保育事情を考慮し、施設側と市町村との間で定員の引き上げなどの協議が必要との意見を付した。)

○その他

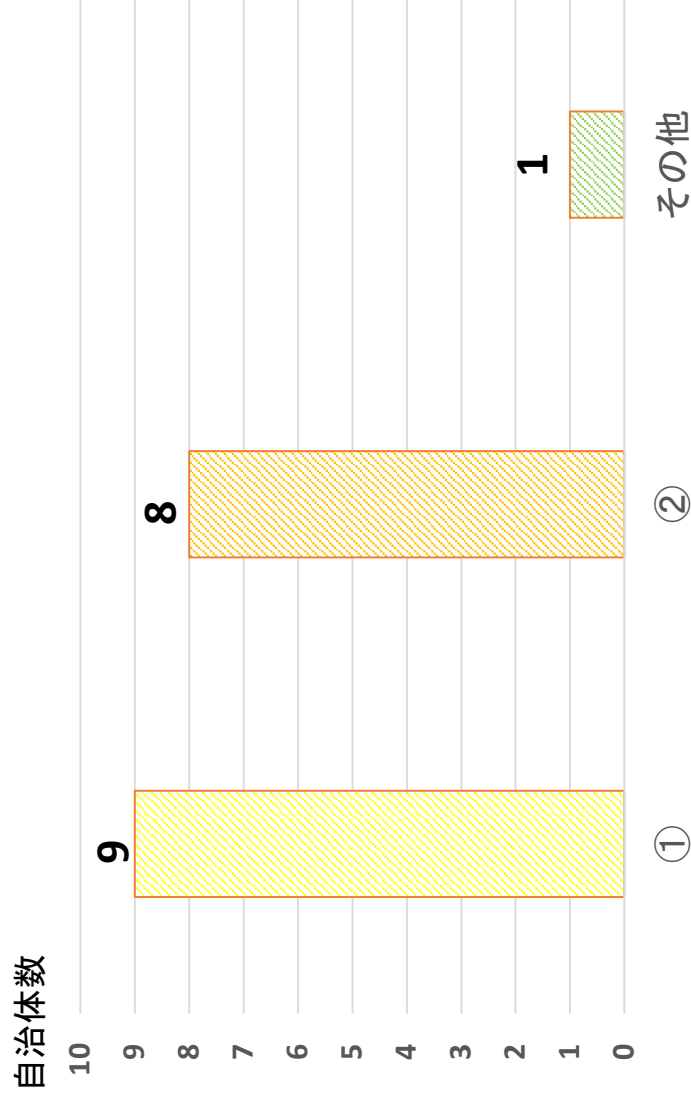
- ・正式な回答として意見を述べたことはないが、事前調整において、認可定員との整合性や実員の状況と照らして再検討を依頼し、修正や協議の取下げが行われたケースがある。



問5. 本提案に対する考え

本提案に対する考え		自治体数
①市町村から都道府県への「協議」は必要		0
②市町村から都道府県への「協議」は不要だが、市町村から都道府県への「届出」は必要		10

②の理由



- ①市町村から都道府県への利用定員設定・変更協議において、広域的観点からの審査の必要性が乏しいため。
- ②利用定員の新規設定については、認可申請時の審査によって担保できるため。
- ③その他(自由記述)
計画の進捗管理の状況把握にあたり、教育・保育施設の利用定員数を把握する必要があるため、届出は必要